

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館所蔵逐次刊行物の保存期限について

平成 10 年 9 月 3 日館長決裁

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館が所蔵する逐次刊行物について、当館の運営方針および収集方針を踏まえ、資料の保存期限を次のとおり定める。

1. 芸術関係以外の外国紙、本土一般紙、地方紙等の新聞は、半年保存とする。
2. 週刊誌、最新情報関係雑誌等は、1 年保存とする。
3. 一般月刊誌等は、2 年保存とする。
4. 沖縄・教育・図書館関係記事の掲載頻度の高い一般月刊誌は、5 年保存とする。
5. 芸術・沖縄・民族および一部図書館関係誌は、永年保存とする。
6. 上記 2～4 項目の雑誌について、芸術または沖縄関係特集があった場合は、上記規定に係らず、その巻号についてのみ、永年保存とする。
7. 上記に基づいて、当館所蔵紙誌の保存期限は、別紙のとおりとする。